

**横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1159 号)**

平成 25 年 4 月 18 日

横情審答申第1159号

平成25年4月18日

横浜市長 林文子様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮詢について（答申）

平成24年6月20日旭総第453号による次の諮詢について、別紙のとおり答申します。

「地域防災拠点の避難区域変更に係る対応経緯について」の一部開示決定
に対する異議申立てについての諮詢

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が「地域防災拠点の避難区域変更に係る対応経緯について」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「担当課：旭区役所総務課 特定自治会の地域防災拠点の避難区域を変更しようとする件に関する一切の情報」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年3月28日付で行った「地域防災拠点の避難区域変更に係る対応経緯について」（以下「本件申立文書」という。）を特定し、一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が、本件請求に対し本件申立文書を特定し、一部開示とした理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求に係る開示請求書の記載内容から、対象とされた行政文書は、特定自治会が所属する地域防災拠点に対する避難区域の変更（以下「本件区割り変更」という。）を、実施機関が決定し、実施しようとする件に関する相談記録、申請書類及び本件区割り変更に係る決裁文書と解した。

本件申立文書は、特定個人が継続して来庁し、本件区割り変更についての相談を行っていることから、その相談内容を内部で共有し、統一的な対応を図る目的で担当者が作成した対応記録である。本件申立文書のほかに異議申立人（以下「申立人」という。）が主張する内容が記載された文書を保有していない。

- (2) 申立人は、特定個人が平成23年5月13日に実施機関に提出した本件区割り変更の反対に関する説明文（以下「説明文」という。）及び特定個人が同年7月26日に実施機関に提出したとされる資料2点（以下「資料2点」という。）を特定するよう主張し、異議申立書にこれらの文書を添付している。

説明文については、保存期間が1年未満の文書として供覧処理後、平成23年5月23日に特定個人から同趣旨の陳情書の提出を受けたことから、同年7月20日に廃棄した。資料2点については、異議申立書に添付された文書の記載を見分する限り、

区割り変更に関する内容であるとは判断できず、本件申立文書にも記載がない。これらのことから、説明文及び資料2点を本件請求に係る行政文書として特定していない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書記載の誤った情報を取り消し、正しい情報を開示するとともに、説明文及び資料2点を開示するよう求める。
- (2) 本件申立文書には、事実関係に係る記載順序が前後している部分がある。実施機関は、当該記載順序を変えることによって、申立人が本件区割り変更に関して実施機関に電話及び訪問を行った当時の事実関係について、実施機関によるミスリードを覆い隠そうとしている。実施機関が本件申立文書の文書データを改ざんし、又は事実に反して誤記したものであり、このような情報では開示したものとは言えない。現時点において、本件申立文書は、本来の事実関係の順序で記載された文書データではなくくなってしまっているものと考える。審査会は本件申立文書に記載された情報の順序及び内容を間違えた開示である旨の処置を行い、実施機関において本件申立文書の記載を修正し、情報を開示し直すべきである。
- (3) 説明文及び資料2点は、本件区割り変更の理由を示す重要な文書であり、防災上の理由とは無関係の無意味な区割り変更であることを示す文書である。本件請求に係る開示請求書の記載内容から、当然に開示されるべきである。

申立人の別件の開示請求に対して一部開示とされた文書がある。この文書は、本件区割り変更に係る実施機関のミスリードを指摘したときに提出した文書であり、申立人は併せて資料2点の提出を行っている。本件申立文書に資料2点の記載がない又は存在しないからという理由で本件請求に係る行政文書ではなく、特定していないという実施機関の主張は失当である。
- (4) 平成24年9月6日横情審答申第1062号に記載された本件区割り変更決定の日付以前に、実施機関からは本件区割り変更についての回答が出ている。実施機関は、当該答申の事情聴取時に偽りの説明をしたものと考える。

5 審査会の判断

- (1) 区割り変更に係る事務について

ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく地域防災計画として、

横浜市防災会議条例（昭和38年3月横浜市条例第1号）第2条第1号に規定する横浜市防災計画では、地域防災拠点に対する避難区域の変更（以下「区割り変更」という。）に係る事務を区長が所掌すると定めている。

イ 区割り変更の決定は、市民等からの申請を前提としておらず、区割り変更を要望する際の様式や方法についての条例等の定めはない。そこで、旭区では、自治会等から区割り変更に係る要望がなされた場合において、当該自治会等に対し、区割り変更の意思を示す書面の提出を任意で求め、該当する地域防災拠点の負担や避難者の利便性等を総合的に判断し、区割り変更の決定を行っている。

（2）本件申立文書について

ア 本件申立文書は、本件区割り変更に関する特定個人の相談内容について、実施機関の担当者が作成した対応記録である。本件申立文書には、日付に沿って、実施機関による対応場所又は当事者ごとに枠組みされた欄に、対応、発言等についてのおおよその内容が記載されている。

イ 申立人は、本件申立文書以外にも本件請求に係る行政文書が存在するはずであり、本件申立文書の記載を改めた文書、説明文及び資料2点（これらを総称して、以下「別文書」という。）を特定すべきであると主張しているものの、本件処分における非開示部分について開示すべきであるとの主張をしていない。そのため、当審査会は、申立人の主張が本件申立文書以外に申立人の請求趣旨に沿った別文書を特定し、その開示を求めるものであると解し、以下検討する。

（3）本件申立文書の特定について

ア 実施機関は、別文書は存在しないと主張しているため、当審査会で平成25年1月17日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

（ア） 本件申立文書は、特定個人からの相談、要望等について、実施機関内部で情報を共有し、統一的な対応を図る目的で担当者が作成し、保有している対応記録であり、その内容は申立人の主張するところと必ずしも一致するものではない。申立人は、本件申立文書に対し、事実に反した記載又は記載漏れがあると主張している。しかし、本件区割り変更について実施機関内部で必要と考える内容に沿って本件申立文書を作成しているものであり、本件申立文書の記載を書き換えるおらず、本件申立文書の記載を改めた文書も保有していない。

（イ） 説明文については、特定個人から提出を受けて供覧処理を行った。その後、特定個人から同趣旨の陳情書が正式に提出され、回答処理を行ったことから、

説明文を廃棄していたため保有していない。

また、資料2点については、特定個人から提出を受けて見分したところ、個人に係る誹謗中傷と捉えられる記載はあるものの、本件区割り変更に関する記載はなく、本件区割り変更とは無関係のものと判断したことから、本件区割り変更とは別に取り扱い、廃棄していた。そのため、本件請求時において、資料2点を保有していないことから特定していない。

(ウ) 本件請求に対する回答は、本件申立文書以外に複数の文書を特定し、複数の開示決定等を行っている。これらの開示決定等の中で、平成24年2月決裁の本件区割り変更決定の起案文書についても特定し、開示している。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 本件申立文書について、当審査会で見分したところ、実施機関の担当者が特定個人に対する対応を行った事項が記載されていた。当該記載事項は、日付ごとに略記されているのみであり、実施機関の担当者が、隨時、必要に応じて記載したものであると認められる。そうすると、本件申立文書は、実施機関内部で情報共有を行うために作成した文書であって、それ以外の意図を有する文書であるとは考え難く、また、担当者の記憶に基づいて記載するに過ぎないことから、殊更それと異なる内容を記載することはないと解される。そして、仮に、実施機関が本件申立文書の記載を意図的に変更したとしても、記載変更前の本件申立文書が別に存在するとは考え難い。

(イ) 説明文について、実施機関は、特定個人が改めて提出した陳情書と同趣旨であるため、陳情書に対する回答処理を行い、説明文は廃棄したと説明している。実施機関が特定個人から受け付けた同一事案に係る複数の文書の重複する内容を取りまとめ、効率的に回答処理を行うことは不合理ではないことから、本件請求時においては廃棄し、保有していないとする実施機関の説明は不自然ではない。

(ウ) 資料2点について、当審査会が異議申立書に添付された文書を見分したところ、本件区割り変更に係る要望、手続等を示す情報の記載は認められなかった。この点について、本件区割り変更に関する重要な文書であるとする申立人の認識と、本件区割り変更とは無関係であるとする実施機関の認識との間には、相違が認められるものの、実施機関は資料2点を廃棄しており、本件請求時には保有していないと説明している。当審査会としては、実施機関が資料2点を

廃棄したものである以上、その取扱いについては格別、当該文書が本件請求時において存在することを推認させる事実を認めることはできなかった。

(I) したがって、本件申立文書以外に別文書は存在しないものと認められることから、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定したことは妥当である。

ウ なお、申立人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年 6月20日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年 7月19日 (第140回第三部会)	
平成24年 7月24日 (第218回第二部会)	・諮問の報告
平成24年 7月26日 (第211回第一部会)	
平成24年 7月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年 11月1日 (第145回第三部会)	・審議
平成24年 11月15日 (第146回第三部会)	・審議
平成24年 12月6日 (第147回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成24年 12月20日 (第148回第三部会)	・審議
平成25年 1月17日 (第149回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年 1月31日 (第150回第三部会)	・審議
平成25年 2月15日 (第151回第三部会)	・審議
平成25年 3月7日 (第152回第三部会)	・審議